## 香川地方最低賃金審議会

## 第3回 香川県船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和4年10月11日 15時15分~17時00分			
開	催	場	所	香川労働局 第1会議室			
				公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人	
出	席	状	況	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数3人	
				使用者を代表する委員	出席 3 人	定数3人	
主	要	議	題	1 香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金について (金額審議)			
議	事	要	山口				

1 金額審議について

労働者側

**労働者側 第1回提示額 : 1,014円 (+34円引上げ)** 根拠:地賃の引上げ率3.5%×980円=34.3円。端数を切捨て34円。

第2回提示額:

根拠:全国の最賃加重平均引上げ率3.3%×980円=32.34円。端数切捨て32円。

使用者側 第1回提示額: 993円 (+13円引上げ)

根拠:令和3年度の県債賃848円に第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.6%を乗じた額13.56の端数を切捨て13円。

1,012円 (+32円引上げ)

使用者側 第2回提示額 : 996円 (+16円引上げ)

根拠:現行の特定最低賃金額980円に、第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.6%を乗じた額15.68円の端数を切上げて16円。

使用者側 第3回提示額: 998円 (+18円引上げ)

根拠:今年の造船14社の賃上げ率1.85%×980円=18.13円の端数を切捨て18円。

労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなり、第4回専門部会の日程調整を行うこととなった。